

# 仕様書

I o T 推進部

## 1. 件名

次世代取引基盤の整備に係る企業間の受発注・請求・決済の実態調査

## 2. 目的

Society5.0 の実現するためには、個々人にとって最適な形でサービスが提供され、同時に、社会全体としてヒト・モノ・情報の流れが最適化される必要がある。そのための方策の一つとして、企業間で受発注・請求・決済などを効率的に行うための、次世代取引基盤の整備を検討している。これにより、企業間での情報のやりとりにかかるコストを可能な限り低減し、我が国企業が、業種やサプライチェーンを越えて有機的に連携し、さらなる付加価値を生み出す事を目指す。本調査では、この次世代取引基盤のあるべき姿を検討し、その実証を行うために、各企業、組織の実態調査を行う。

## 3. 内容

### 3.1. 委託内容

#### 3.1.1. 受発注、請求、決済に関わる電子取引サービスの利用実態調査

受発注、請求、決済において電子取引サービス（EDI、電子取引プラットフォーム、インターネットバンキングサービス等）を利用している業界、業種を5つ程度ピックアップし、ヒアリング等による調査を行い、それぞれのケースについて以下のような観点で整理を行う。

- ・電子取引サービスの概要（連携データの種類、データ標準化の状況など）
- ・受発注、請求、決済に関わる業務フロー
- ・システムの概要（関連するシステムを含むシステム構成、利用データとデータフロー、対応可能なデータフォーマット、外部とのインターフェース、取引の相手方や取扱商品等の識別子の依拠元など）
- ・現状の課題
- ・今後の計画

<調査対象となる業界・業種のイメージ>

- ・標準 EDI の普及が進んでいる業界
- ・サプライチェーン上の事業者間における業界横断的な連携が有効な業界
- ・国または地方公共団体の官公需取引、補助金事業

調査対象とすべき業界・業種を提案書へ記載すること。ただし、調査対象の業界・業種については、経済産業省等で行われている政策的な議論を参考にした上で、事業開始後 NEDO と調整し決定する事とする。

### 3.1.2.参考となるシステム・ツールの利用事例調査

従来型の EDI を補完する機能により、サプライチェーン管理の向上、ファイナンス高度化、SDGs 貢献など、単なる受発注や契約の効率化にとどまらない、ビジネス価値や社会的価値の実現を達成しうる可能性のあるシステム・ツールを 5 つ程度ピックアップし、それらの受発注、請求、決済業務に関わる利用状況について、利用企業・組織へのヒアリング等により調査を行い、それぞれの代表的なケースにおいて以下の様な観点で整理を行う。

- ・利用目的と効果
- ・受発注、請求、決済に関わる業務フロー
- ・システムの概要（関連するシステムを含むシステム構成、利用データ、対応可能なデータフォーマット、外部とのインターフェースなど）
- ・取引当事者以外の第三者によるデータの利活用を可能とする機能が存在する場合、その概要（利活用対象データの同意管理の方法などを含む）
- ・現状の課題
- ・今後の計画

<調査対象システム・ツールの例>

- ・ Mavennet（ブロックチェーンを用いたトレーサビリティ管理ツール）
- ・ Tradeshift（Peppol 対応の電子文書共有ツール）
- ・ Smileworks（EDI 機能を持ったクラウド ERP）

調査対象とすべきシステム・ツールおよび利用企業、利用組織を提案書に記載すること。ただし、調査対象のシステム・ツールおよび利用企業、利用組織については、経済産業省等で行われている政策的な議論を参考にした上で、事業開始後 NEDO と調整し決定する事とする。

### 3.1.3.デジタル化先進企業の調査

企業間取引のデジタル化を先進的に進めている、もしくは目指している企業、組織について 5 つ程度ピックアップし、その取り組み状況を調査する。

<調査項目の例>

- ・解決すべき課題
- ・課題解決の方向性もしくは解決方法
- ・取り組みの状況
- ・利活用しているデータ
- ・受発注データを使った新しいビジネス創出への取組状況
- ・推進体制
- など

<調査対象組織>

- ・金融機関等を中心とするスマートシティの取り組みへの参画者
- ・デジタル感度の高い企業

調査対象とすべき企業・組織および調査項目を提案書に記載すること。ただし、調査対象の企業・組織および調査項目については、経済産業省等で行われている政策的な議論を参考にした上で、事業開始後 NEDO と調整し決定する事とする。

#### 3.1.4. 技術的・法定的要求への企業間取引システムの対応状況調査

企業間でデータ連係、データ共有を行うにあたって、早急に対応すべき、もしくは今後対応が想定される技術的・法定的要求について、その認知度と対応状況をアンケート等により調査する。

＜技術的・法定的要求の例＞

- ・インボイス制度とそれに伴う電子インボイス導入開始
  - ・ EDI にて利用されている ISDN の廃止
  - ・ GDPR や改正個人情報保護法などのデータ保護規則
- など

＜調査対象組織＞

- ・すべての業界、業種、企業規模を網羅する事
- ・業界、業種、企業規模ごとの傾向が分かるように選定

調査対象とすべき技術的・法定的要求および調査方法を提案書に記載すること。ただし、調査対象とすべき技術的・法定的要求および調査方法については、経済産業省等で行われている政策的な議論を参考にした上で、事業開始後 NEDO と調整し決定する事とする。

#### 3.1.5. 考察

調査の結果を踏まえ、我が国の企業間取引業務の現状と課題を諸外国との比較も含め簡潔に整理する。

また、現状の取引フローと比較する形でのあるべき取引フローの概念図やデータの利活用を前提としたビジネスモデル図、および新しい取引基盤の概念図を作成する。併せて、想定される仕組み実現するために必要な、標準化すべきデータ項目等を特定する。

考察で作成するケースは、3 件程度を想定しており、具体的な対象は、経済産業省等で行われている政策的な議論を参考にした上で、事業開始後 NEDO と調整し決定する事とする。

#### 3.1.6. 報告書作成

調査結果、考察結果をとりまとめた報告書を作成する。

### 3.2. 調査の進め方

NEDO に加えて、経済産業省情報経済課及び IPA デジタルアーキテクチャ・デザインセンターも交えた報告会を定期的を開催することで、関係者に調査の進捗・結果を共有するとともに、その後の進め方等について議論する。

報告会は、調査方針の決定を行う初回を 11 月頃、中間報告を行う第 2 回を 1 月頃、最終報告を行う

第3回を3月頃に開催することを予定とする。

なお、調査方針等に関する知見をいただく有識者として、企業間の受発注や会計・経理に係るシステムの専門家、金融分野に関する専門家、データプラットフォームに関する専門家らを想定している。

#### 4. 事業期間

NEDOが指定する日から2022年3月18日まで

#### 5. 予算額

2,000万円以内

#### 6. 報告書

提出期限：2022年3月18日

提出方法：NEDO プロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

#### 7. 報告会等の開催

調査期間中又は調査期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

#### 8. その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以上